



栃木県公報

平成26年
6月20日(金)
号外
第46号

目次

規 則	
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正.....	1
訓 令	
○栃木県職員服務規程の一部改正.....	1
教育委員会	
○県立学校職員服務規程の一部改正.....	7
○平成18年給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の一部改正.....	10
○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正.....	10
人事委員会	
○職員の配偶者同行休業に関する規則の制定.....	14
○職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正.....	14

規 則

栃木県規則第三十六号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年栃木県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十六の項中「二十六の項第七号」を「二十六の項第十三号」に改め、同表二十七の項中「三十の項第五十六号」を「三十の項第二十七号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行政改革推進室）

訓 令

栃木県訓令第四号

本 片
出 先 機 関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年六月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の七」を「第三十条の八」に改める。

別記様式第十八号の三中

日
日
日

を

日	日
日	日
日	日

に改める。

別記様式第十八号の五及び別記様式第十八号の六中

啓発 休業
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日

を

啓発 休業	同行 休業
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日
日	日

に改める。

日

日	日

別記様式第二十三号の十五を別記様式第二十三号の十七とし、別記様式第二十三号の十四の次に次の二様式を加える。

別記様式第23号の15 (第30条の8関係)

配 偶 者 同 行 休 業 承 認 申 請 書		年 月 日
栃木県知事 様		所属名 職氏名 ㊟
次のとおり配偶者同行休業の承認を申請します。 配偶者同行休業の期間の延長		
1	申 請 の 区 分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長 (2、3及び5に記入)
申請に係る配偶者	2 氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)	
4	申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	

- 注 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- 3 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たつて必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する口には、レ印を記入すること。

別記様式第23号の16 (第30条の8関係)

配 偶 者 同 行 休 業 状 況 変 更 届

年 月 日

栃木県知事 様

所属名

職氏名

印

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 配偶者同行休業に係る配偶者が死亡した
- 配偶者同行休業に係る配偶者が配偶者でなくなった
- 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった
- 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった
- 産前産後の休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条第1項第10号で定める場合における休暇をいう。）を取得することとなった
- その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第十一号

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月二十日

栃木県教育委員会

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

県立学校職員服務規程(昭和三十三年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の七の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業承認等)

第二十三条の八 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年栃木県条例第三十五号)第二条の規定により、配偶者同行休業の承認を申請するときは、その休業を始めようとする日の一月前までに、様式第十四の十五による配偶者同行休業承認申請書を教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、配偶者同行休業をしている職員が職員の配偶者同行休業に関する条例第六条の規定により配偶者同行休業の期間の延長を申請する場合について準用する。

3 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく様式第十四の十六による配偶者同行休業状況変更届を教育長に届け出なければならない。

一 配偶者同行休業に係る配偶者が死亡した場合

二 配偶者同行休業に係る配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合

三 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつた場合

四 職員の配偶者同行休業に関する条例第七条第一号又は第三号に掲げる事由に該当することとなつた場合
様式第十四の十四の次に次の二様式を加える。

様式第14の15 (第23条の8関係)

配 偶 者 同 行 休 業 承 認 申 請 書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

補職名
氏 名

㊞

配 偶 者 同 行 休 業
次のとおり の承認を申請します。
配偶者同行休業の期間の延長

1 申 請 の 区 分		<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長 (2、3及び5に記入)
2 申 請 に 係 る 配 偶 者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職 員 及 び 配 偶 者 の 外国滞在中の住所 (居所)		
4 申 請 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
5 延 長 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

- 注 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
- 3 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たつて必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する口には、レ印を記入すること。

様式第14の16 (第23条の8関係)

配 偶 者 同 行 休 業 状 況 変 更 届

年 月 日

栃木県教育委員会 様

補職名
氏 名

㊟

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 配偶者同行休業に係る配偶者が死亡した
- 配偶者同行休業に係る配偶者が配偶者でなくなつた
- 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつた
- 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなつた
- 産前産後の休暇（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第11条第1項第10号で定める場合における休暇をいう。）を取得することとなつた
- その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県教育委員会規則第十二号

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年六月二十日

栃木県教育委員会

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第六条又は」を「第六条、」に、「の規定」を「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年栃木県条例第三十五号）第九条の規定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教職員課）

栃木県教育委員会訓令第二号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年六月二十日

栃木県教育委員会

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の四の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業承認等）

第三十六条の五 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年栃木県条例第三十五号）第二条の規定により職員が配偶者同行休業の承認を申請するときは、その休業を始めようとする日の一月前までに、配偶者同行休業承認申請書（別記様式第二十七号の九）を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、配偶者同行休業をしている職員が職員の配偶者同行休業に関する条例第六条の規定により配偶者同行休業の期間の延長を申請する場合について準用する。

3 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業状況変更届（別記様式第二十七号の十）により、遅滞なく、その旨を所属長を経て総務課長に届け出なければならない。

- 一 配偶者同行休業に係る配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者同行休業に係る配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合
- 三 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつた場合

四 職員の配偶者同行休業に関する条例第七条第一号又は第三号に掲げる事由に該当することとなつた場合
別表第一の一教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項の部2特定専決事項の款教職員課関係の項教職員課長専決事項の欄第十四号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同欄中第二十五号を第二十六号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 県立学校職員の配偶者同行休業の承認

別表第一の二所長及び総括所長補佐専決事項の部所長専決事項の欄第十号中「次号」の下に「及び第十二号」を加え、同欄中第二十五号を第二十六号とし、第十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 小学校及び中学校の教職員の配偶者同行休業の承認

別記様式第二十七号の八の次に次の二様式を加える。

別記様式第27号の9 (第36条の5関係)

配偶者同行休業承認申請書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

所属名

職氏名

㊞

配偶者同行休業

次のとおり の承認を申請します。

配偶者同行休業の期間の延長

1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長(2、3及び5に記入)
2	氏名	
	職業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
申請に係る配偶者	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
	3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備考	

- 注 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。
 2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 3 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たつて必要と思われる事項を記入する。
 4 該当する口には、レ印を記入すること。

別記様式第27号の10 (第36条の5 関係)

配 偶 者 同 行 休 業 状 況 変 更 届

年 月 日

栃木県教育委員会 様

所属名

職氏名

㊟

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 配偶者同行休業に係る配偶者が死亡した
- 配偶者同行休業に係る配偶者が配偶者でなくなった
- 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった
- 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった
- 産前産後の休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条第1項第10号で定める場合における休暇をいう。）を取得することとなった
- その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 該当する口には、レ印を記入すること。

別記様式第三十号中

啓発 休業	日	日	日	日	日
啓発 休業	日	日	日	日	同行 休業

を

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十五号

職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

平成二十六年六月二十日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年栃木県条例第三十五号。以下「条例」という。）第七条第三号及び第九条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第二条 条例第七条第三号の人事委員会規則で定める事由は、配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）第十一条第一項第十号で定める場合における休暇又は学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第三号）第十一条第一項第十号で定める場合における休暇を取得することとなつたこととする。

(職務復帰後における号給の調整)

第三条 条例第九条の規定により配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整は、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）第二十一条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十六号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月二十日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 配偶者同行休業(地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「又は停職」を「配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。

(職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二号中「ものを除く。）」の下に「若しくは同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年栃木県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項第三号、第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、地公法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(以下「自己啓発等休業」という。）」を削り、同条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員

第七条第二項第一号中「第二条第四号又は第五号」を「第二条第五号又は第六号」に改め、同項第二号中「第二条第一号若しくは第六号」を「第二条第一号、第二号若しくは第七号」に改める。

第九条第二号中「第二条第一号、第四号及び第五号」を「第二条第一号、第二号、第五号及び第六号」に改める。

第十四条第二項第一号中「第二条第一号、第四号又は第五号」を「第二条第一号、第二号、第五号又は第六号」に改める。

(栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正)

第五条 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則(昭和四十八年栃木県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一項第二号中「第6条第1項第1号」を「第6条第1項」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

(4) 任用規則第5条第1項第4号の4に該当する職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年栃木県条例第35号)第8条第1項の規定により任期を定め採用する時をせりて補充しようとする職員の採用標準

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第六条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和五十五年栃木県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第七条 職員の任用に関する規則(昭和六十一年栃木県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号の二中「第六条第一項第一号」を「第六条第一項」に改め、同項第四号の三の次に次

の一号を加える。

四の四 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年栃木県条例第三十五号）第八条第一項の規定により任期を定めて採用する者をもつて補充しようとする職

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第八条 職員の育児休業等に関する規則（平成十一年栃木県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第一号、第四号又は第五号」を「第二条第一号、第二号、第五号又は第六号」に改める。

（平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部改正）

第九条 平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第六条又は」を「第六条、」に、「の規定」を「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年栃木県条例第三十五号）第九条の規定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。